

合儀御嫌ニ候。其分御心得肝要ニ候事。

付、有御用者我等兩人へ可承事。

以上

吉江喜四郎

天正五年

信 景 在判

朱印(讓意) 拾一月十六日

三條道如齋

信 宗 在判

彌五郎殿(上條政盛)

(文中に實城様とあるは、尙御本丸様と言はんが如くなるべく、こゝにては上杉謙信なり。景勝の消息には亦自ら署名に代へて實城と記したるものあり。上杉景勝上洛日帳天正十四年五月廿八日の條に、『同日小山へ御着。翌日は指留被申、實城へ御請待。』と記するは、前田利家が金澤城の本丸に景勝を招請したる意なり。又吉江信景は前名を資堅といへり。)

十一月十六日。上杉謙信、羽咋郡氣多社の寺家・社家に、その知行分を安堵せしむ。

一五九七

【氣多神社文書】 羽咋郡 一宮寺家・社家當知行分、如前々之所務不可有相違之旨、被仰出候。但富來之中被相除之畢、御朱印之儀、追而可申調者也。仍如件。

吉 江

天正五年 十一月十六日

信 景 在判

一宮 社家中 寺家中

(本年十一月廿四日の條參照。)

十一月十六日。上杉謙信、嶋倉泰明に、能登の知行所附を與ふ。

一五九八

【志賀文書】 羽前

嶋倉孫左衛門尉(泰明)

嶋倉孫左衛門尉ニ落着知行之覺

鈴郡之内

一、久乃利浦 百四拾貳貫五百十文

溫井下總守分

鳳至郡之内

一、南志見本郷五谷 貳百七貫三百文

酒井左近分

同

一、町野之内齋之町 八十貳貫六百七十六文 長對馬守分 池田分

以上

天正五年 十一月十六日

朱(上杉謙信) 印

嶋倉孫左衛門尉殿

十一月十六日。上杉謙信、飯田與三右衛門の珠洲郡の知行所を變更せしむ。

一五九九

【歴代古案】

飯田與三右衛門落着知行之覺

鈴郡内

一、細谷村 八拾九貫四百五拾七文

神保越中守分

同郡内

一、伏見村 五拾七貫文

上田紀伊守分

以上

合百四十六貫五拾七文

天正五年 十一月十六日

在(上杉謙信) 判

一、鍵 七挺

十一月廿四日。上杉謙信、羽咋郡氣多社の社務領を三宅長盛に預け、明年社家に返付せしむ。

一六〇〇

【氣多神社文書】 羽咋郡

能劬一宮之事、不知案内ニ付而、社務領當分三宅備後(長盛)ニ御預候。雖然自前々彼社之修造分之趣被聞食、來年急度可被返付之旨候。其外諸神領免田等、如先規全不可有相違之條、依仰執達如件。

天正五年 十一月廿四日

吉 江 景 在判

一宮惣中

十一月。珠洲郡高座宮別當高勝寺の衆徒等、前々の如く寺領を寄附せられんことを求む。

【須須神社文書】 珠洲郡

一六〇一